

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	060010
規制の特例事項名	商談会等参加者に対する数次査証発給要件の緩和
意見提出者名	福岡県、福岡市
意見の要点	商用目的で来日する中国人に対する数次査証については、APECビジネス数次査証の発給基準を満たす一定のレベル以上の人物に対してしか発給されない。
意見に対する回答	APECビジネス数次査証は、一定の要件を満たす人物について現地公館限りの発給を行う制度であり、それ以外の人物についても、数次査証を発給すべき相当の理由がある場合には本省経伺の上数次査証を発給することができる。
担当省庁名	外務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	060020
規制の特例事項名	対内投資企業の出張者に対する数次査証発給要件の緩和
意見提出者名	福岡県、福岡市
意見の要点	「非就労で商用・企業設立準備等での長期滞在者への在留資格の付与」が認められた場合には、職位を問わず数次査証が取得できるようにしてほしい。
意見に対する回答	申請人に数次査証を発給すべき相当の理由がある場合には本省経伺の上数次査証を発給することができる。
担当省庁名	外務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	060030
規制の特例事項名	中国特定地域からの訪日団体観光客に対する短期滞在査証発給要件の緩和
意見提出者名	岡山県
意見の要点	中国団体観光の全国レベルでの拡大検討においては、中国の自治体との交流実績、友好提携、地方空港の整備状況、旅行経路など一定の条件の下で試行的、段階的に実施すべき。
意見に対する回答	当省としても、本制度の拡大を段階的に拡大する点については同じ認識であり、本制度の対象地域拡大においては、失踪者の発生、本制度を悪用した事例の発生等をも勘案しつつ、全国レベルでの拡大の是非を今後とも検討していきたい。
担当省庁名	外務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	060040
規制の特例事項名	韓国人観光客に対する査証免除
意見提出者名	長崎県
意見の要点	(1) 全国レベルの査証免除の実施時期 (2) 期間限定査証免除導入の可否 (3) 特区査証免除の試行的な実施の可否
意見に対する回答	(1) 韓国人修学旅行生に対して平成16年度中の全国レベルでの査証免除実施を目指す。 (2) 韓国人に対する期間限定査証免除をどの時期に行うかについては現在検討中である。 (3) 外国人が日本国内を自由に移動できる以上、査証免除は全国レベルでの実施が不可欠である。
担当省庁名	外務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	60050
規制の特例事項名	韓国人修学旅行生・スポーツ・文化交流団体等に対する査証免除
意見提出者名	菊池市
意見の要点	九州地域に限定した査証免除の実現
意見に対する回答	韓国人修学旅行生の査証免除については、全国レベルで平成16年度中の実現を目指している。 なお、外国人が日本国内を自由に移動できる以上、査証免除は全国レベルでの実施が不可欠である。
担当省庁名	外務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	60080
規制の特例事項名	市町村における旅券申請受付・交付事務の実施
意見提出者名	静岡県掛川市
意見の要点	<ol style="list-style-type: none">1. 現行の旅券法では、法律上市町村委託を適用除外としているため、市町村の求めに応じて都道府県の判断により旅券事務の配分ができないこと2. 現行法を改正しない範囲で、実際上県が市役所の中に出張窓口を設定する等の対応も可能であるが、その処理件数と維持管理の経費からみて県が対応することは現実的でないので市が肩代わりしたい。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1. 国が都道府県に委託している旅券事務は、地方自治法第2条第5項にいう「都道府県が処理すべき事務」のうち、「(市町村)の規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」にあたることと解される。このため、地方自治法上からも、都道府県が行うこととされている旅券事務は、原則都道府県が処理すべきものである。また、旅券法が地方自治法の事務処理特例等の制度を適用除外する趣旨は、都道府県が行う旅券事務を規模能力等が千差万別である市町村全てが行うことは膨大な財政措置を伴うことから現実的でないということである。2. 仮に、上記貴見2.の通り、市自身が財政措置を講じても旅券事務を行いたいから認めるというのでは、逆に、市の財政が苦しくなった、首長の方針が変更した等の理由で、当該事務を返上するというような事態にも繋がる懸念される。3. また、市が旅券事務を行う場合には、当該市の旅券事務所は当該市民のみが利用できるが、周辺住民の利用は認められないという不合理な結果も招く。これが県の旅券事務所の場合には、県民であれば最寄りのところはどこでも利用することができる。従って、総合的には旅券サービスが広域で提供されることを重視した場合には県で行うのが最も優れていると考える。
担当省庁名	外務省